

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊賀市の人口は、日本全体の動向に変わらず人口減少の進展は著しく、平成7年に10万人を超えたものの平成22年には再び10万人を下回り、その後も減少を続けている。人口の減少に併せて、高齢人口の増加及び生産年齢人口と年少人口の減少の進行により人口構造が変化しており、将来的な労働力不足等の課題を抱えている。

伊賀市は関西圏と中部圏を結ぶ結節点としての位置にあり、名阪国道及び名阪国道と新名神高速道路を繋ぐ県道等を中心に両圏の関西国際空港、大阪国際空港、大阪港、津松阪港、四日市港、中部国際空港、名古屋港、に約90分以内でアクセスでき、関西・中部両経済圏が重なる活動拠点として優れた立地条件を兼ね備えている。また、農業が歴史的に盛んで伊賀米、有機野菜、果樹、畜産（伊賀牛）、菜種をはじめ多品種の栽培・生産がされ、これらを原料とした清酒醸造や油脂の生産等関連産業も見られる。また、伊賀焼及び伊賀組紐等、伊賀地域特有の歴史文化を背景とした伝統的工芸品も存在している。

工業では、化学、輸送用機械器具、生産用機械器具、プラスチック製品、汎用機械器具などの業種が集積している。さらに、近年では、三重県の策定した「メディカルバレー構想」のもと「上野新都市ゆめぼりす伊賀クリエイトランド」を核として薬事関連企業を中心とする健康、福祉等関連企業が集積されている。

一方、域内の中小企業者は、大企業の下請けが多くそれら大企業の要求に対応できる技術力を備えるために先端設備を導入する必要がある。下請け事業に依存しない中小企業であっても域外企業との競争優位を保つため同様の設備導入が必要である。同時に、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画内において、30件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。多くの市内中小企業者の先端設備等導入計画を認定することで、先端設備等の導入による生産性の向上を促し、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、伊賀地域の中心都市として更に経済発展していくことが期待される。

(3) 労働生産性に関する目標

事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊賀市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が伊賀市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

伊賀市の産業は、中心市街地周辺、新しく開発された工業団地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊賀市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。